

北川原公園ごみ搬入路の
違法性解消に向けた検討会
第1回

令和5年10月7日（土）

本日の次第

1. 開会、あいさつ
2. 委嘱、委員の紹介
3. 本日の検討会について
4. 現地視察
5. 自己紹介、会長等の選任
6. 議事
 - (1) 検討会の役割、運営等
 - (2) 地元周辺住民の意見聴取、合意形成の方法
 - (3) 今後の進め方
 - (4) その他
7. 閉会

3 本日の検討会について

14:00 ～ 14:05 (5分)

1 開会、あいさつ

○ 開会

○ あいさつ

14:05 ～ 14:10 (5分)

2 委嘱、委員の紹介

14:10 ～ 14:15 (5分)

3 本日の検討会について

○ 本日の進め方

14:15 ～ 15:15 (60分)

4 現地視察

15:15 ～ 15:35 (20分)

5 自己紹介、会長等の選任

15:35 ～ 15:55 (20分)

6 (1) 検討会の役割、運営等

15:55 ～ 16:15 (15分)

(2) 地元周辺住民の意見聴取、合意形成の方法

16:15 ～ 16:30 (15分)

(3) 今後の進め方

(4) その他

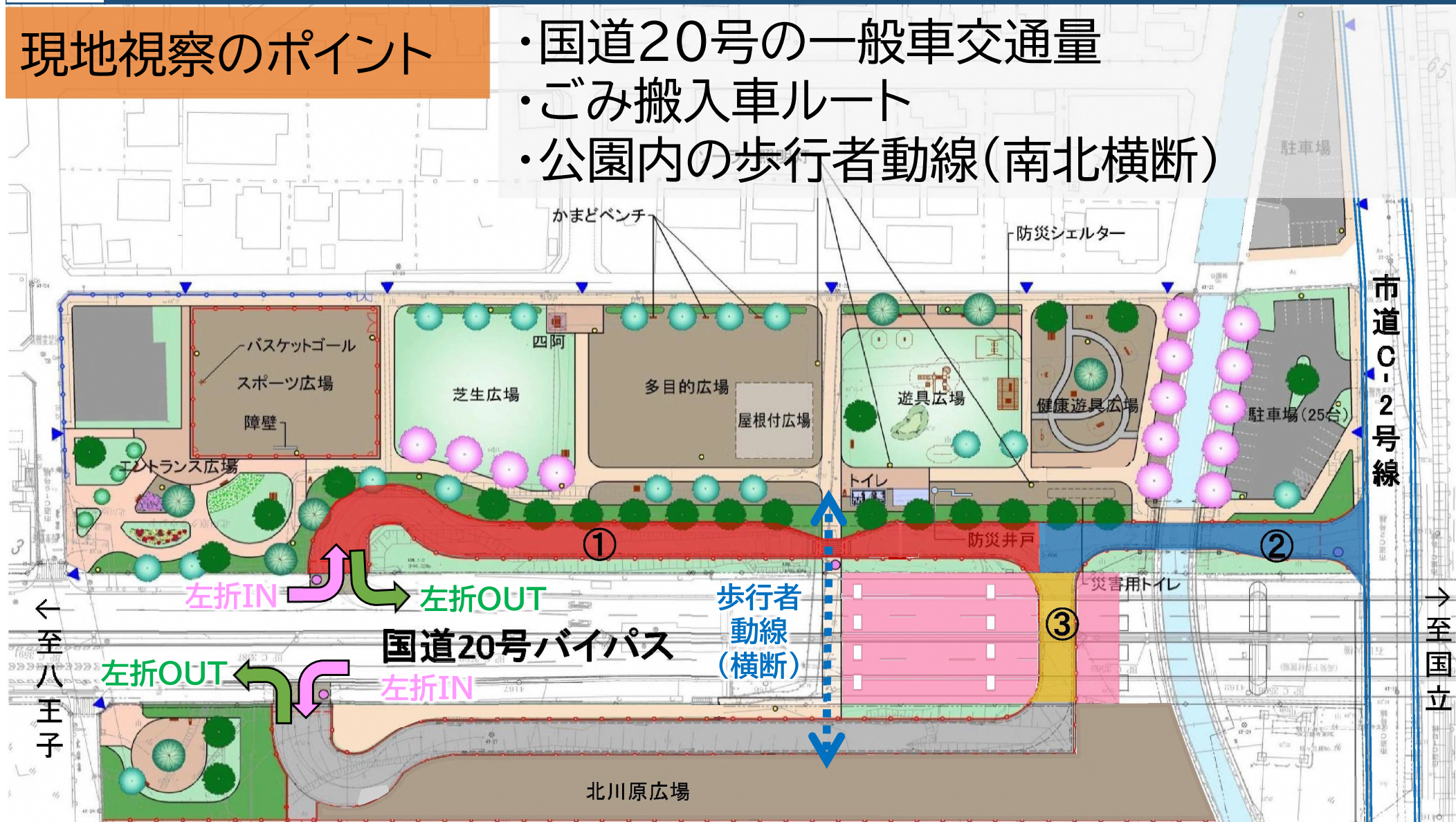
16:30

7 閉会

4 現地視察

現地視察のポイント

- ・国道20号の一般車交通量
- ・ごみ搬入車ルート
- ・公園内の歩行者動線(南北横断)

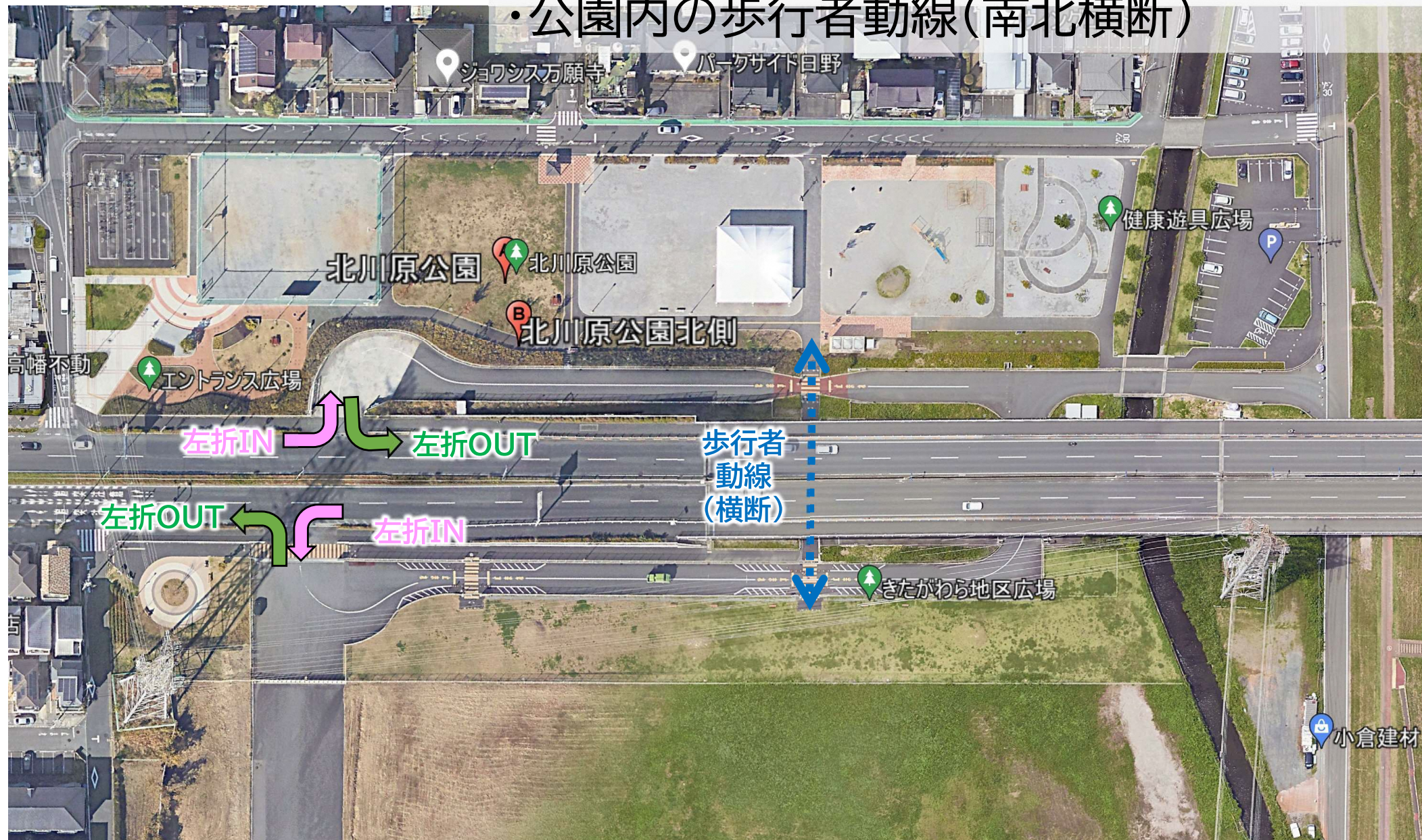


道路維持管理用資機材置場
(道路管理者間協議)

- ① クリーンセンター専用路+公園(都市公園法兼用工作物)
- ② 市道+公園(都市公園法兼用工作物)
- ③ 市道のみ

現地視察のポイント

- ・国道20号の一般車交通量
- ・ごみ搬入車ルート
- ・公園内の歩行者動線(南北横断)



4 現地視察

現地視察のポイント



- ・ 国道 20 号、河川との交差、高低差
- ・ 子どもの歩くところ
- ・ 歩行者の安全性
- ・ 通行車両の視認性
- ・ 遊び方
- ・ 南北の往来

4 現地視察

現地視察のポイント

- 
- ・ 国道20号、河川との交差、高低差
 - ・ 子どもの歩くところ
 - ・ 歩行者の安全性
 - ・ 通行車両の視認性
 - ・ 遊び方
 - ・ 南北の往来

5 自己紹介、会長等の選任

1. 自己紹介（1～2分程度）

- ・ お名前、お住まい、参加理由
- ・ 現地視察のポイントを踏まえた感想

2. 会長の選任、副会長の指名

要領の抜粋（会長及び副会長）

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

3-(4) 今後の取り組み



② 違法性解消に向けた検討会

【内 容】

研究者や専門家を含めた会議体を設置し、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。

【方 針】

- ①早期に違法状態の解消を図ること
- ②行政に対する信頼を回復する
- ③新たな住民同士の意見対立、紛争を招かない

【方 法】

様々な方策を提案、検証し、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図る

6-(1) 検討会の役割、運営等

検討会の目的について

- 北川原公園ごみ搬入路の違法状態の解消に向けて、北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、**同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置**が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討し、**最適な解決策を導く**ことを目的としています。

【違法性解消までのおおまかな流れ】



6-(1) 検討会の役割、運営等

委員の役割について

- 検討会開催に際して、**委員会の役割やメンバー、守秘義務等について定める設置要領**を設けました。
- 検討会の役割は、令和5年10月1日から令和7年3月31日を任期として、次の事項について検討、検証及び協議、又は意見を述べ、**検討結果を市長に報告**します。
 - (1) 違法状態解消につながる方策、方法に関すること。
 - (2) 違法状態解消に関する評価項目、基準に関すること。
 - (3) 違法状態解消策の選定に関すること。
 - (4) 違法状態解消策に関する住民の合意形成に関すること。
 - (5) 上記4号のほか、違法状態解消に向けて必要となる事項

6-(1) 検討会の役割、運営等

設置要領について

●設置要領については以下の内容を記載しています。

- (1) 設置
- (2) 所掌事項
- (3) 組織
- (4) 任期
- (5) 会長及び副会長
- (6) 会議
- (7) ワーキンググループ
- (8) 守秘義務
- (9) 謝礼金
- (10) 会議の公開
- (11) 会議妨害の禁止
- (12) 事務局
- (13) 委任

主に、
赤字部分について
今回議論します

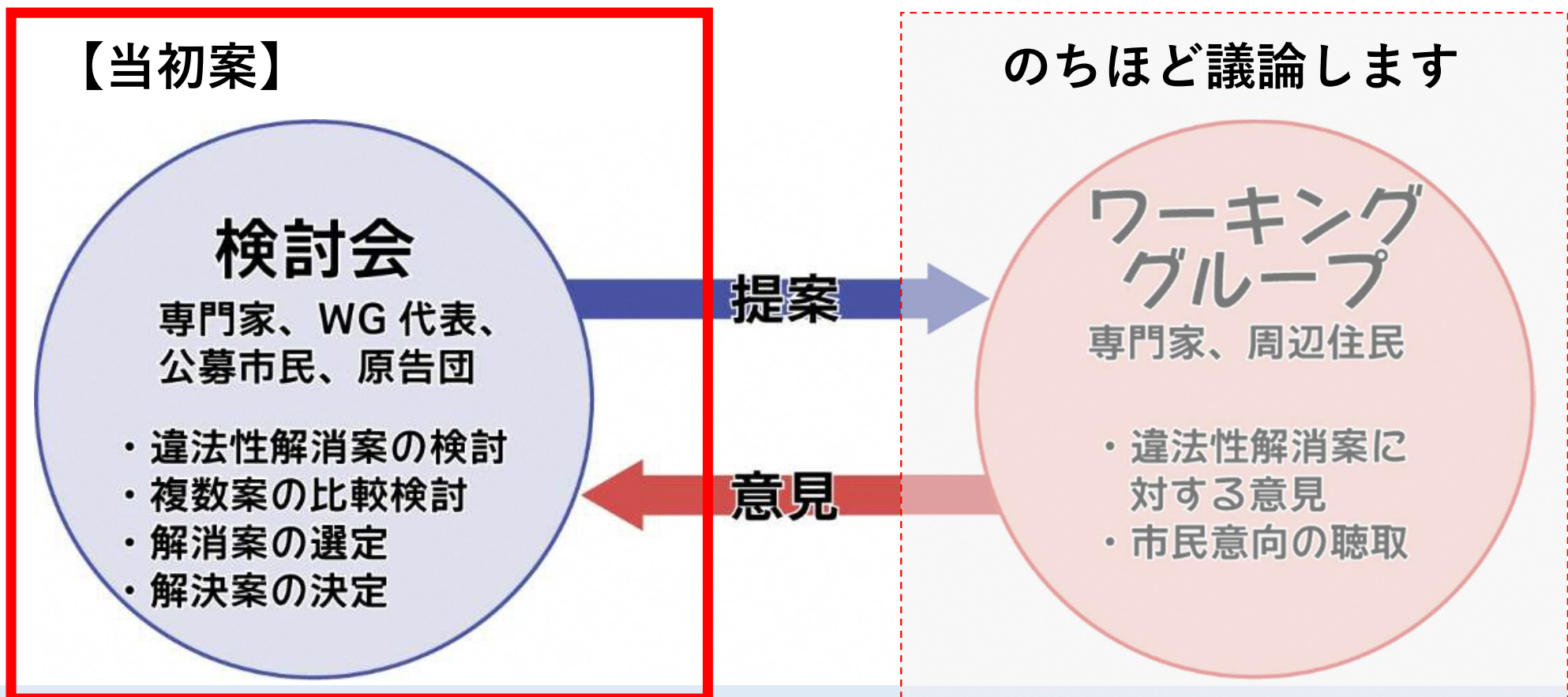
6-(1) 検討会の役割、運営等

検討会の運営について

【事務局からの提案】

- 違法性の解消方法について検討する「検討会」と、周辺住民や市民に対し、「検討会」の示す方向性への意見をヒアリングする「ワーキンググループ」で検討を進めます。

※本会議体は検討会です。



6-(1) 検討会の役割、運営等

検討会のスケジュールについて

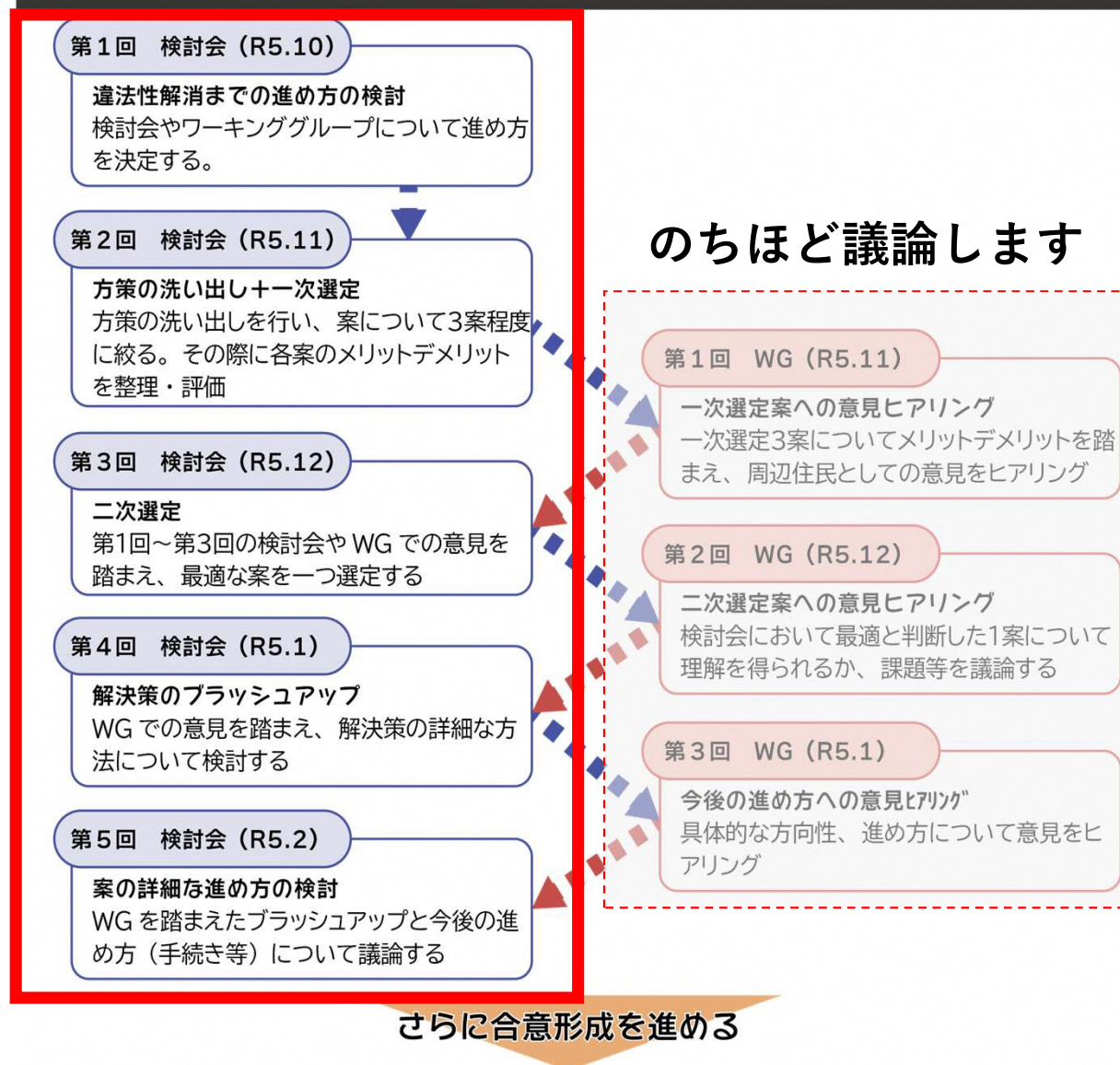
【事務局からの提案】

- 令和5年度に実施する検討会は**全5回**を想定しています。
- 検討会実施期間中にワーキンググループを3回実施し、**都度市民意見を反映**していきます。（WGの在り方については会議にて決定）
- 令和5年度内の解決策の決定を目指します。

※各検討会の前後では、次のように資料の共有を行い、効率的な会議運営を図ります

- ・ 検討会の前、一週間前には、資料を事前共有
- ・ 検討会の後、一週間以内に、議事要旨を共有

▼令和5年度 検討会・ワーキンググループの流れ



6-(1) 検討会の役割、運営等

検討会のイメージ

【伊藤先生からの提案】

●毎回、①→②→③ステップのプログラムとする提案がありました

	実施事項	参加者	イメージ
①	現地見学会の実施 学識、市職員と現地を確認し、検討会で話すポイントなどについて 実際に見ながら共有 します。 ※参加は自由とします。	検討会メンバー から 自由参加	
②	検討委員会 現在の 違法性を解決する案についてあらゆる方策を検討 したうえで、最善とされる解決策を決定します。 ※オンライン配信する	検討会 メンバー	
③	意見交換会の実施 違法性解消に関する事項に限らず、 広域な視点でざっくばらんに 話し合います。 ※オンライン配信なし	検討会メンバー + 地域住民希望者 から 自由参加	

6-(1) 検討会の役割、運営等

検討会の公開方法

- ①オンライン（同時配信）か、録画（後日配信）か
 - ・カメラで発言者を映すか、会議状況のみ映すか
- ②記録の公開は、逐語録（全部）か、要点録（要旨部分）か
 - ・記録は、発言者を示すか、委員Aなど伏せるか
- ③傍聴は、原則あり とするが良いか
- ④その他

要領の抜粋（会議の公開）

第10 条 検討会の会議は、公開とする。

ただし、検討会において、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議決により会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関する基準は、検討会で別に定める。

6-(2) 地元周辺住民の意見聴取、合意形成の方法

ワーキンググループの設置

- 検討会とは別に、ワーキンググループを設置します。
- 検討した違法性解消案について、周辺住民の理解を得られるか意見を聞き、その結果を検討会にフィードバックします。

要領の抜粋（ワーキンググループ）

第7条 検討会は、違法状態解消策を検討及び選定するにあたり、北川原公園周辺地域の意見を聴くため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、会長の認める者（以下「グループ員」という。）をもって組織する。

3 ワーキンググループは、検討会から提案された解消策について、意見、要望等を集約し、検討会に報告するものとする。

6-(2) 地元周辺住民の意見聴取、合意形成の方法

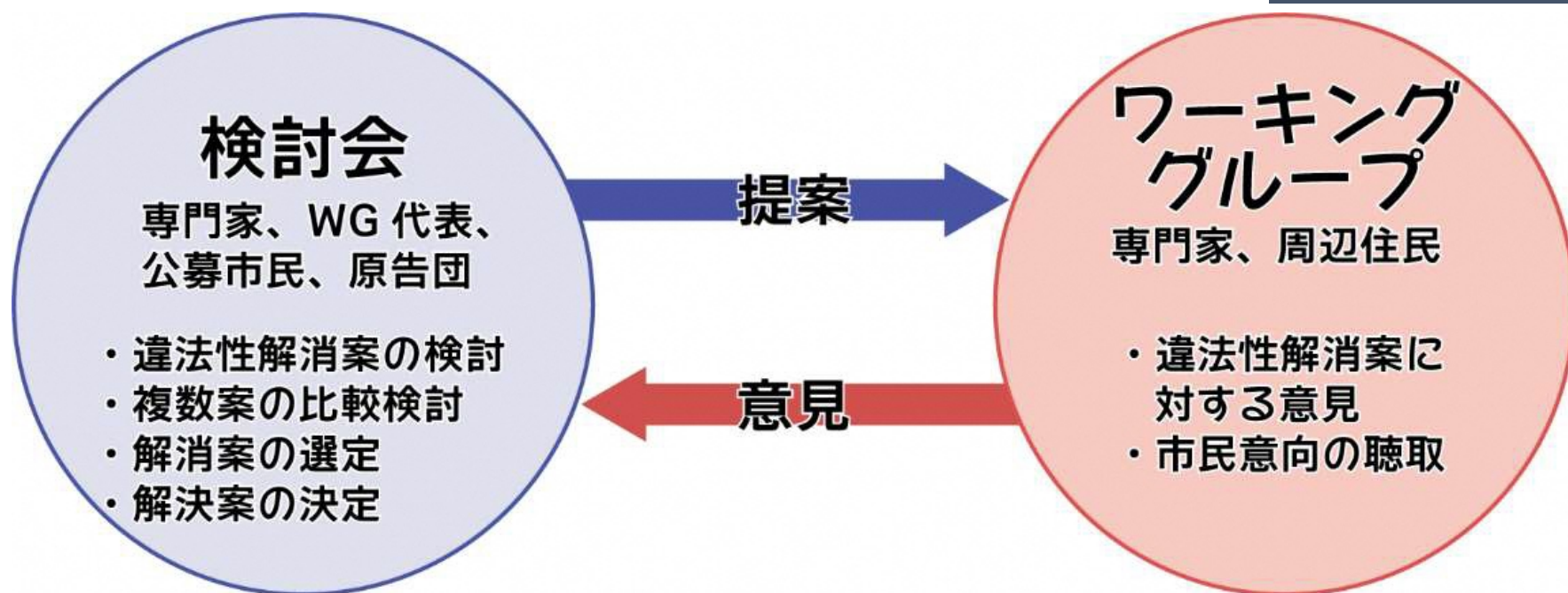
検討会とワーキンググループのイメージ

【事務局からの提案】

- 検討会とは別にワーキンググループを設置します。検討会で話し合った**違法性解消案について周辺住民の理解を得られるか**ワークショップ形式で意見を図り、その結果について**検討会にフィードバック**します。
- 基本的に違法性解消方法に絞って、話し合いを行います。

※その他の課題は令和6年度以降に意見交換を行います。

【事務局案】



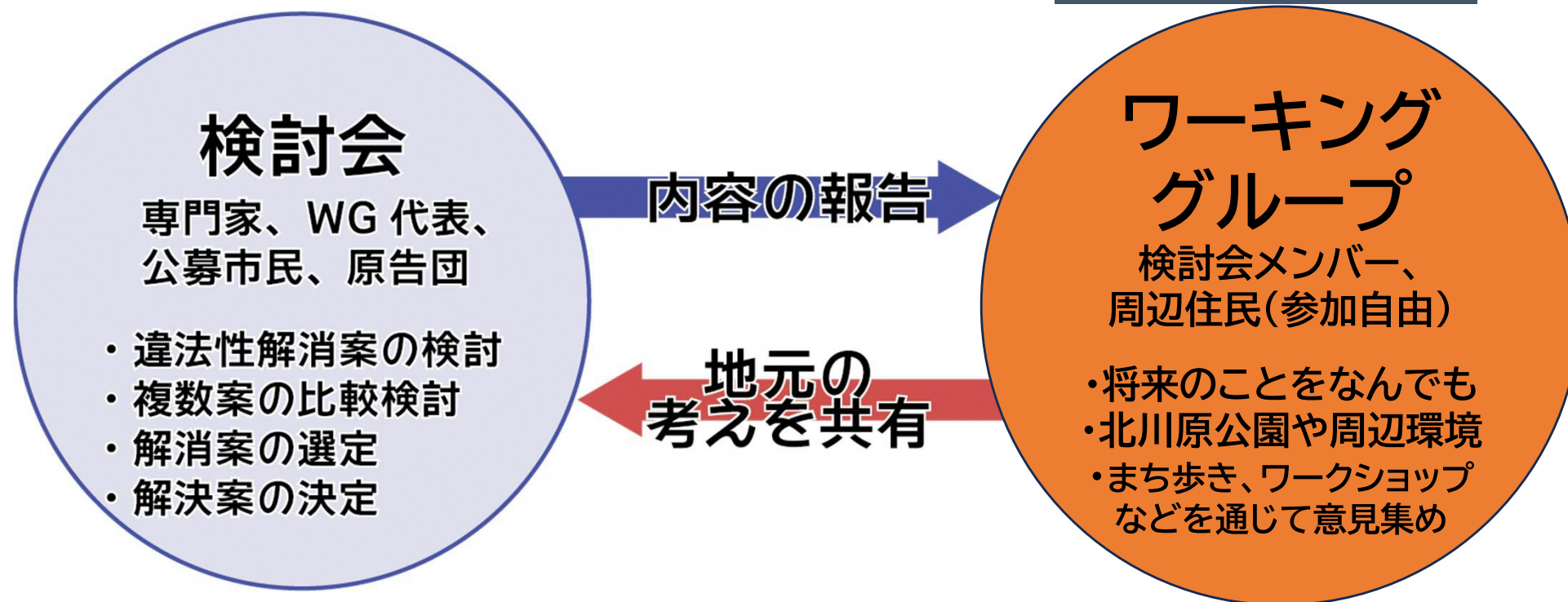
6-(2) 地元周辺住民の意見聴取、合意形成の方法

検討会とワーキンググループのイメージ

【伊藤先生からの提案】

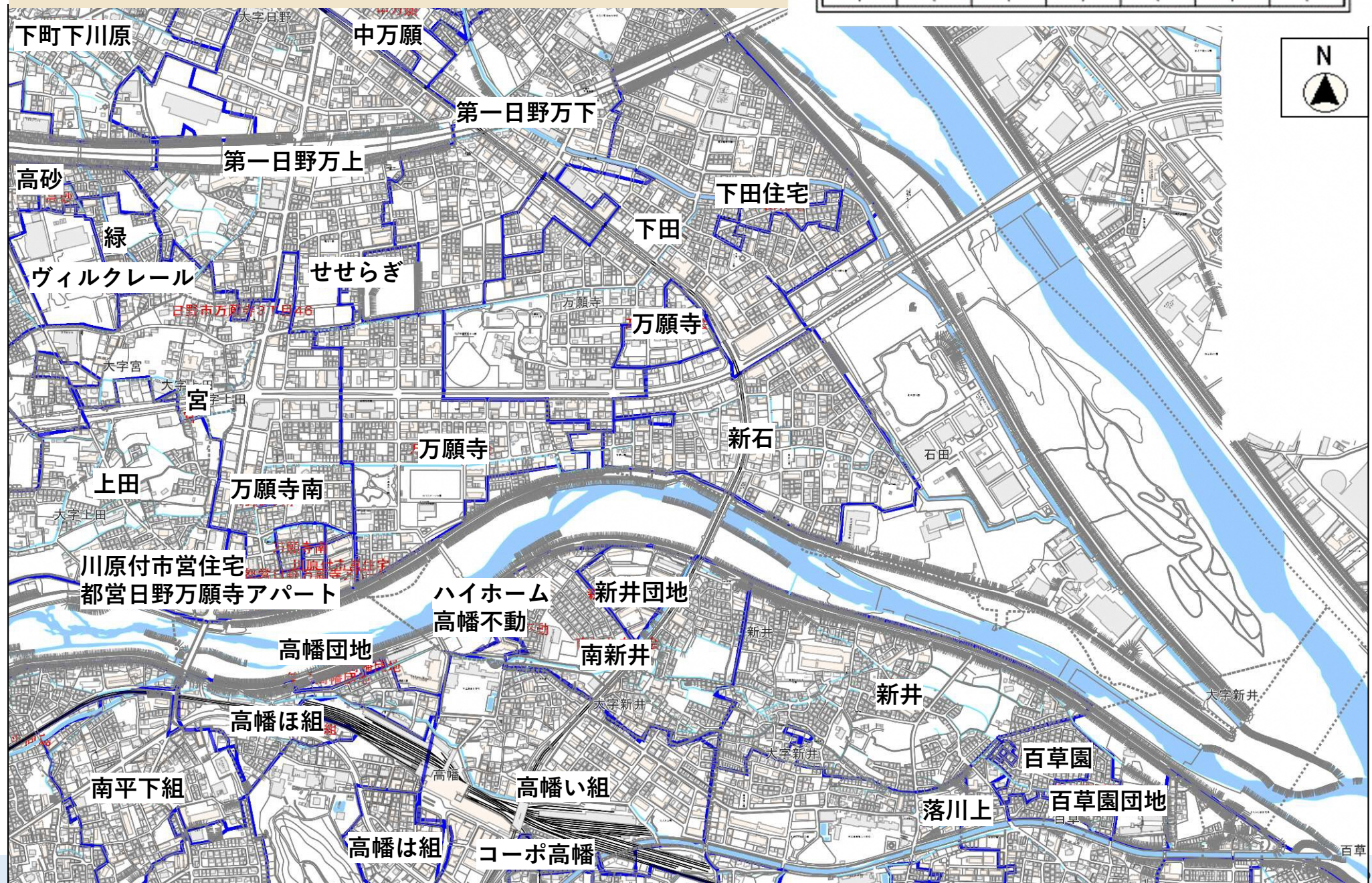
- 検討会の中にワーキンググループを設置します。市案とは異なり、**ワーキンググループには検討会メンバー、近隣市民の誰でもが参加できる**形とします。
- 話す内容についても、北川原公園やごみ処理についてなど、**広域的な視点で意見交換**を行います。

【伊藤先生の案】



6-(2) 地元周辺住民の意見聴取、合意形成の方法

地元周辺住民の範囲（自治会範囲）



今年度の目標

検討会で行うこと

- ①都市計画法の違法状態を解消する方策を洗い出す
- ②多様な方策の中から実現可能性を検証
- ③検討会で議論、判断し、一定の方向性を示す

今年度検討会の目標

【検討プロセス】

※進め方を議論して決定
このとおりでなくても良い

違法状態を解消するあらゆる方策の洗い出し

ゼロ次選定(必要条件を満足しているかの確認)

一次選定(3案程度に絞る)

二次選定(1案に絞る)

解決策(採用案)の決定

合意形成へ

R6年度

6-(3) 今後の進め方

《参考資料1》評価指標（案）

評価段階	評価項目	評価項目の内容
ゼロ次 選定	法律（適法性）	- 現在の違法状況が解消される案であり、その方策を進めることによって新たに違法要件が発生しないか。 - 適法性が担保される解消策となっているか。
	ごみ収集機能	必要な分量のごみを収集し運搬する機能を確保できているか。
一次選定 二次選定	住民等要望	- 住民等の要望に沿った提案となっているか。 - 都市計画に沿った環境形成が考慮されているか。
	周辺地域環境	- 渋滞や騒音、交通事故等、生活道路に負担がかからないか。 - 地元住民が安心して生活できる空間となっているか。
	事業費（調査設計費、用地費、工事費）	解消策を実現するための調査設計や工事等に係る事業費が過大ではないか。
	ランニングコスト	解消策を実施後、3市の可燃ごみ処理施設の供用が終了するまでの期間の維持管理にかかる費用が過大ではないか。
	事業工程	解決策が実現し違法性が解消されるまでの期間が長期化しないか。
	構造的難易度	構造として実現可能な案であるか。
	関係権利者の合意形成（調整コスト）	日野市以外の用地を使用するなど、関係権利者との調整が必要となり合意形成が困難でないか。
	30年後の除却（現況復旧するためにかかるコスト）	3市の可燃ごみ処理施設の供用が終了する30年後に無駄にならない違法性解消方法であるか。 - 現況復旧に高額な費用や長期的な期間が必要とならないか。

6-(3) 今後の進め方

≪ 参考資料 2 ≫ 解消策比較表（検討・選定方法のイメージ）

■解消策比較表（※現段階での検討・選定方法のイメージです）

参考資料2

イメージ 略図	① 公園内兼用工作物の設置	② 浅川多摩川ルートへ変更	③ ジャンクション設置	④ アンダーパス方式	⑤ 搬入路の統合
概要	搬入路の覆蓋化を行い、上部利用により公園機能を充実させ、公園兼用工作物として整備する	公園内の搬入路をルート変更し、従来使用されていた生活道路を使用する	橋梁側の道路から堤防道路へ接続するジャンクションを設置する	搬入路の下を通るようにアンダーパスを通し、上部は公園として整備	浅川水再生センター側の搬入路を使用する。帰りは浅川堤防道路を通行して国立府中方面へ向かう
適法性	△兼用工作物として認知されるだけの公園機能充実ができるか	○適法性は解消	○適法性は解消	○適法性は解消するが、勾配すりつけ部は道路形状が残る	△都用地側の搬入路の取扱い、課題が残る
ごみ搬入機能	○十分搬入可能、共用しながらの施工が可能と想定	△地域の生活道路通行が残り、十分な搬入機能が確保できない	○十分搬入可能	△施工時の1年は別ルートの確保が必要、搬入路の急こう配	△地域の生活道路通行が残り、十分な搬入機能が確保できない
周辺地域環境	○周辺生活道路の環境は保全	×周辺生活道路の環境は悪化	○周辺生活道路の環境は保全	○周辺生活道路の環境は保全	×周辺生活道路の環境は悪化
事業費概算	・約●億円	・新たな整備費用はかからない ・生活道路の環境保全整備が必要	・約20～25億円（国交省スマートに整備資料の平均的な整備費用から想定）	・約●億円	・新たな整備費用はかからない ・生活道路の環境保全整備が必要
事業工程	○覆蓋化の設計施工に1、2年を要する	○工事や手続きがなく、工程は短い	×立体交差の設計施工に5～7年を要する	△アンダーパス化の設計施工に2～3年を要する	○工事や手続きがなく、工程は短い
構造的難易度	○特に問題ないが、国道近接施工で協議必要	○特に問題なし	△構造体が大きく、河川範囲は軟弱地盤と予想され地質の検証が必要	△水路と地上部で交差し、通路を地下化しすりつけ縦断計画は困難	○特に問題なし
合意形成	△当初の都市計画公園から面積、機能の低減に対して反発が想定	×周辺生活道路の環境悪化に対して反発が想定	△事業規模が大きく、理解が得にくい。	△すりつけ部分の課題が残る	×周辺生活道路の環境は悪化
30年後の除却	○除却は比較的容易	○除却は比較的容易	×構造体が大きく、除却は困難	△除却は比較的困難	○除却は比較的容易
メリット	・都市計画公園の面積を確保と搬入路の双方の確保が可能 ・地域生活道路の環境は保全	・費用をかけずに適法性を解消することができる	・違法状態の解消、周辺環境の保全、両面を満足	・都市計画公園の面積を確保と搬入路の双方の確保が可能 ・地域生活道路の環境は保全	・費用をかけずに適法性を解消することができる
デメリット	・事業費が高額 ・設計施工に要する期間が長く、早期の適法性解消は難しい	・従来課題である生活道路の騒音と渋滞の問題が残る	・国道および河川の協議を伴い、ハードルは高い ・事業費が高額 ・設計施工に要する期間が長く、早期の適法性解消は難しい	・延長が短く道路勾配が急となりすりつけが困難 ・事業費が高額 ・設計施工に要する期間が長く、早期の適法性解消は難しい	・都用地の搬入路が課題として残る ・従来課題である生活道路の騒音と渋滞の問題が残る
評価	・覆蓋化の費用はかかるが、公園利用と地域生活道路の環境保全、双方が共存できる折衷案となる可能性あり ・都用地側の適法性が問われ、占用許可の継続性が不透明	・適法性解消という点において、早期解決が見込まれる ・周辺生活道路の環境保全を満足せず、周辺住民の強い反対が想定される	・相武国道及び京浜河川両事務所の理解が得られるか不透明 ・協議が整ったとしても、完成まで長期化、経済的負担も大きい ・違法状態の長期化	・工事費が高価、工事が長期化し、協議が整ったとしても完成まで違法状態が続く ・都用地側の適法性が問われ、占用許可の継続性が不透明	・周辺生活道路の環境保全を満足せず、周辺住民の強い反対が想定される ・都用地側の適法性が問われ、占用許可の継続性が不透明

次回に向けた取組み 【第2回 11月11日（土）午後を予定】

【第2回検討会では・・・】

- ①方策の洗い出しを行い、各案のメリット、デメリットなどを整理、評価します。
- ②それぞれを比較検討し、最適な案を議論します。



次回へ向けた準備として・・・

- 《参考資料1》評価項目案に対して、別の視点で評価すべき項目について、アイデアを出し合う。
- 《参考資料2》比較検討表（イメージ案）に対して、その他の方策がないか、あらゆる方策を考え、アイデアを出し合う。
 - 1週間（10/14土曜日）を目途に、ご意見を募集します
 - 次回、第2回検討会は11月11日（土）を予定します